

BAN-BAN ネットワークス株式会社

インターネット接続サービス「BAN-Net」契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 BAN-BAN ネットワークス株式会社（以下、「当社」という）は、インターネット接続サービス「BAN-Net」契約約款を定め、インターネット接続サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 この約款の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。その場合、料金その他の提供条件は変更後の約款によるものとします。

2. 前項によるこの約款の変更に際しては、変更後の約款の内容と適用開始日、インターネット、その他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(用語の定義)

第3条 この約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
4. 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5. インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6. インターネット接続サービス取扱所	(1) インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7. 契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための

	契約
8. 契約者	当社と契約を締結している者
9. 契約者	回線当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10. 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
11. 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備ケーブルモデム等がこれに該当する。
12. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13. 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15. 技術基準	事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件及び端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準
16. 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

（インターネット接続サービスの種類等）

第4条 契約には、料金表に規定する種別等があります。

（契約の単位）

第5条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。

この場合、契約者は、1の加入契約につき1人に限ります。

（最低利用期間）

第6条 インターネット接続サービスには、当社が定める最低利用期間があります。

最低利用期間は、サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

2. 加入者は、サービスの提供を受けた日から1年以内に解約を申し出た場合は、解除金として15,000円（不課税）を支払うものとします。

(契約者回線の終端)

第7条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2. 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

(契約申込みの方法)

第8条 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 料金表に定めるインターネット接続サービスの種別等
- (2) 契約者回線の終端とする場所
- (3) その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

(契約申込みの承諾)

第9条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。

ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上、余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
3. 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 電気通信設備の新設、延長、改修または保守が、当社の業務の遂行上または技術上著しく困難なとき。
 - (2) 借家または集合住宅等で所有者または管理組合の承諾が得られないとき。
 - (3) 契約の申込みをした者が、BAN - BAN テレビまたはインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
 - (5) 契約の申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
 - (6) 過去に BAN-BAN テレビまたはインターネット接続サービスの契約の解除、またはその利用を停止されているとき。
4. 当社が契約を承諾した時点で、契約者はインターネット接続サービスに係る契約約款、規約等の内容を承諾したものとみなします。

(初期解約解除権)

第10条 加入申込者は、当社が交付する契約内容を記載した書面を受領後8日を経過するまでの間、書面により当該契約の解除（以下、「初期契約解除」という）を行うことができ

ます。

2. 初期契約解除は、加入者が前項の書面を発した時に生ずるものとします。
3. 初期契約解除の場合、加入者は解除までの期間の利用料（日割）、実施済工事費、及び事務手数料を支払うものとします。
4. 初期契約解除の場合、当社はサービスの提供を停止し、加入者は当社より貸与または提供された機器を当社に返却するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合、加入者は当社に対し別に定める故障修理費を支払うものとします。また、当社はオプション機器の引き取り及び返金には応じません。
5. 初期契約解除の場合、当社は撤去工事ならびに機器の回収を行います。ただし、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

（インターネット接続サービスの種類等の変更）

第11条 契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種別等の変更の請求をすることができます。

2. 前項の請求の方法及びその承諾については、第8条（契約申込みの方法）及び第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（インターネット接続サービスの利用の一時中断）

第12条 当社は、契約者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。なお、利用の一時中断期間は最長6ヶ月間とします。

2. 契約者は、利用の一時中断を希望する場合は、当社に申し出るものとします。また、その期間を変更する場合も同様とします。
3. 利用の一時停止中断が6ヶ月を経過した後、契約者が再利用の請求を行わない場合は、契約は解除されたものとします。

（その他の契約内容の変更）

第13条 当社は、契約者から請求があったときは、第8条（契約申込みの方法）に規定する契約内容の変更を行います。

2. 前項の請求があったときは、当社は、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（譲渡の禁止）

第14条 契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う契約の解除)

第 15 条 契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことをインターネット接続サービス取扱所に通知していただきます。この場合、料金表に定める契約の解除に伴う費用の支払いを要します。

2. 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る費用を負担していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第 16 条 当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

(1) 第 21 条 (利用停止) の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 第 21 条 (利用停止) の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

(3) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。

2. 当社は前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3. 当社は、第 1 項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第 3 章 付加機能

(付加機能の提供等)

第 17 条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。この場合、当社は第 9 条 (契約申込みの承諾) の規定に準じて取扱います。

2. 当社は契約が解除されたとき、付加機能の契約も解除します。

第 4 章 回線相互接続

(回線相互接続の請求)

- 第 18 条 契約者は、その契約者回線の終端において又は終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。
2. 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

(回線相互接続の変更・廃止)

- 第 19 条 契約者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。
2. 前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第 5 章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

- 第 20 条 当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することができます。
- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 他の電気通信事業者が電気通信サービスを中止し、サービスの提供が困難になったとき。
 - (3) 第 22 条（利用の制限等）の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。
2. 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することができます。
3. 前 2 項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

- 第 21 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間（そのイン

ターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款により支払を要することとなったものに限り、以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）。
 - (2) 契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実を反する記載を行ったこと等が判明したとき。
 - (3) 第 43 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (4) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
 - (6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
2. 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 6 章 利用の制限

（利用の制限等）

- 第 22 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。
2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
 3. インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。
 4. 他の契約利用者の当該利用に対し、重大な支障を与える態様においてインターネット接続サービスを利用したときは、その利用を制限することがあります。

第7章 施設区分

(施設区分)

第23条 当社または契約者の設備区分は、次のとおりとします。

- (1) 当社センターから保安器の出力端子までの電気通信回線設備及び端末接続装置は当社設備とします。
- (2) 端末接続装置を除き、保安器の出力端子以降の宅内側施設（自営柱または地下埋設の管路等を含む）は契約者の設備とします。

(端末接続装置の提供等)

第24条 本サービスを受けるために必要な端末接続装置は、当社が提供します。

2. 端末接続装置を動作させるために必要な費用は、契約者に負担していただきます。
3. 契約者は端末接続装置を本来の用法に従い、善良な管理者の注意を持って使用し、契約の解除があった場合は、契約者の負担により当社が回収します。
4. 契約者は、端末接続装置について次の各号の行為はできません。万一、契約者が違反した場合は、当社は契約の解除及び損害金の請求の権利を有します。
 - (1) 本来の用法によらない方法で使用し、当社のインターネット接続サービスを不正に受けたり、受けようとする事。
 - (2) 転貸、譲渡、質入等を行う事。
 - (3) 当社の承諾を得ずに定められた場所から移動したり、接続変更すること。
 - (4) 分解したり、変更を加えること。
5. 契約者は、端末接続装置の性能、機能が不完全である場合を除き、端末接続装置の交換の要求はできません。
6. 契約者の故意、過失、第三者の行為により端末接続装置の損傷、紛失等が生じた場合、契約者は直ちに当社に申し出ていただきます。この場合、その修理、復旧に要するすべての費用は契約者に負担していただきます。

(端末接続装置の設置場所)

第25条 当社は、貸与する端末接続装置を原則として契約者が指定する場所に設置します。ただし、保守管理上問題がある等の理由により、当社が設置場所として不相当と判断する場合はこの限りではありません。

(端末接続装置の移転)

第26条 契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における端末接続装置の移転を請求できます。

2. 契約者は、移転を希望する場合は、移転を希望する日の1ヶ月前までに当社に申し込むものとします。
3. 端末接続装置の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
4. 当社は、第1項の請求があったときは、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
5. 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した工事業者が行います。

（端末接続装置に故障が生じた場合の措置）

第27条 契約者は、端末接続装置に故障が生じた場合、その旨を当社に通知するものとします。

2. 前項の通知があったときは、当社または当社の指定する業者がその原因を調査し、当該端末接続装置の交換を行います。
3. 第1項の故障が契約者の責に帰すべき事由により生じた場合は、その調査及び修理に要した費用は契約者に負担していただきます。
4. 第2項の調査の結果、端末接続装置に故障のないことが判明した場合は、契約者は当社に対し、その調査及び交換に要した費用の支払いを要します。

第8章 料金等

第1節 料金

（料金の適用）

- 第28条 当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、新規加入手数料、利用料（端末接続装置使用料を含む）、付加機能利用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。
2. 料金の支払い方法は、当社が指定する支払い期日までに、指定する方法（当社が指定する金融機関の加入者口座からの自動振替・クレジットカード）により支払うものとします。

第2節 料金の支払義務

（利用料等の支払義務）

第29条 契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスを開始した日の属する月（付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日の属する月）から起算して、契約の解除があった日の属する月（付加機能又は端末接続装置の廃止については、その廃止があった日の属する月）までの期間（提供を開始した日の属する

月と解除又は廃止があった日の属する月が同一の月である場合は一月間とします。) について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料（以下「利用料等」といいます。以下、この条において同じとします。）の支払を要します。

2. 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料金等は次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料金等の支払を要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。 ただし、天災、人災その他当社の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスが全く利用できない場合を除きます。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するインターネット接続サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）。

3. 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(初期費用等の支払義務)

第30条 契約者は、第8条（契約申込みの方法）の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する新規加入手数料の支払を要します。

(手続きに関する料金等の支払義務)

第31条 契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事に関する費用の支払義務)

第 32 条 契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承認したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

（割増金）

第 33 条 契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社への支払いを要します。

（延滞利息）

第 34 条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年 14.1%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社への支払いを要します。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第 9 章 保守

（当社の維持責任）

第 35 条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

（契約者の維持責任）

第 36 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

（設備の修理又は復旧）

第 37 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取扱うため、次の順序にしたがってその電気通信設備を修理又は復旧します。ただし、第一順位、第二順位の電気通信設備は、当社が

該当各機関との協議により定めたものに限りです。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別表1の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第一順位となるものを除きます）
3	第一順位及び第二順位に該当しないもの

（契約者の切分け責任）

- 第38条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認の上、当社に修理の請求をしていただきます。
2. 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社又は当社が指定する者が当社の定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
 3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第10章 損害賠償

(責任の制限)

第 39 条 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において、同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2. 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービス基本利用料の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(免責)

第 40 条 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

2. 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3. 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、当社が次の表に定めるインターネット接続サービスに係わる端末設備等の接続に関する技術的条件の設定または変更により、現に契約回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

物理的条件	8 ピンモジュラージャック (RJ45)
論理的条件	IEEE802.3 (10BASE-T) IEEE802.3u (100BASE-TX) 準拠 IEEE802.3ab (1000BASE-T) 準拠

第 11 章 雑則

(承諾の限界)

第 41 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾すること

が技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(秘密保持)

第 42 条 契約者及び当社は、インターネット接続サービスの契約の履行に際し、知り得た秘密情報を第三者に漏らしてはならないものとします。

(利用に係る契約者の義務)

第 43 条 当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

2. 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
3. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
4. 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
5. 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
6. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
7. 契約者は、電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
8. 契約者は、インターネット接続サービス利用にあたり、以下の各号の内容に該当する行為を行わないものとします。
 - (1) 他人の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
 - (2) 他人の肖像権、プライバシーを侵害する行為
 - (3) 他人を誹謗中傷し、またはその名誉を毀損する情報を不特定または多数人に対して送信または表示する行為
 - (4) 猥褻または幼児虐待にあたる文書、画像等を不特定または多数人に対して送信または

表示する行為

- (5) 公職選挙法に違反する行為
- (6) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (7) 他の契約利用者の設備、当社設備の利用または運営に支障をきたす行為
- (8) 他人になりすまして情報を送信または表示する行為
- (9) 受信者の意に反して、広告、宣伝、勧誘のメールを送信する行為
- (10) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
- (11) 前各号のいずれかに該当する行為が見られる他人のデータ、情報等へリンクを張る行為
- (12) 犯罪行為及びそれに結びつく恐れのある行為
- (13) 本約款に違反する行為、その他インターネットの運営を妨げる行為

(相互接続事業者のインターネット接続サービス)

第 44 条 契約者は、次に掲げる当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

相互接続事業者名	アイテック阪急阪神株式会社
----------	---------------

2. 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第 45 条 当社は、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を、当社において閲覧に供します。

(加入者個人情報の保護)

第 46 条 当社は、加入者等の個人情報保護の基本方針を定めた「BAN-BAN ネットワークス個人情報保護ポリシー」を策定し、遵守します。同ポリシーは HP で公表します。

(加入者個人情報の利用)

第 47 条 当社は、加入者アンケート調査、加入者サービスを目的に加入者の個人情報を自ら利用し、又は協力会社、業務委託会社に提供することがあります。この場合は、個人情報保護取り扱いに関する機密保護契約を締結します。

また加入者の個人情報は本人の同意なく、目的外の利用はいたしません。

(営業区域)

第 48 条 営業区域は、当社が別に定めるところによります。

(閲覧)

第 49 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(管轄裁判所)

第 50 条 この契約約款に定める事項に関する訴訟については、当社の所在地を管轄する裁判所を唯一の管轄裁判所とします。

付則

・ 本約款は平成 17 年 12 月 1 日より施行します。

改正 平成 20 年 8 月 1 日、平成 22 年 12 月 1 日
平成 24 年 4 月 1 日、平成 25 年 4 月 1 日
平成 26 年 4 月 1 日、平成 27 年 4 月 1 日
平成 28 年 7 月 1 日、平成 31 年 4 月 1 日
令和 2 年 4 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日